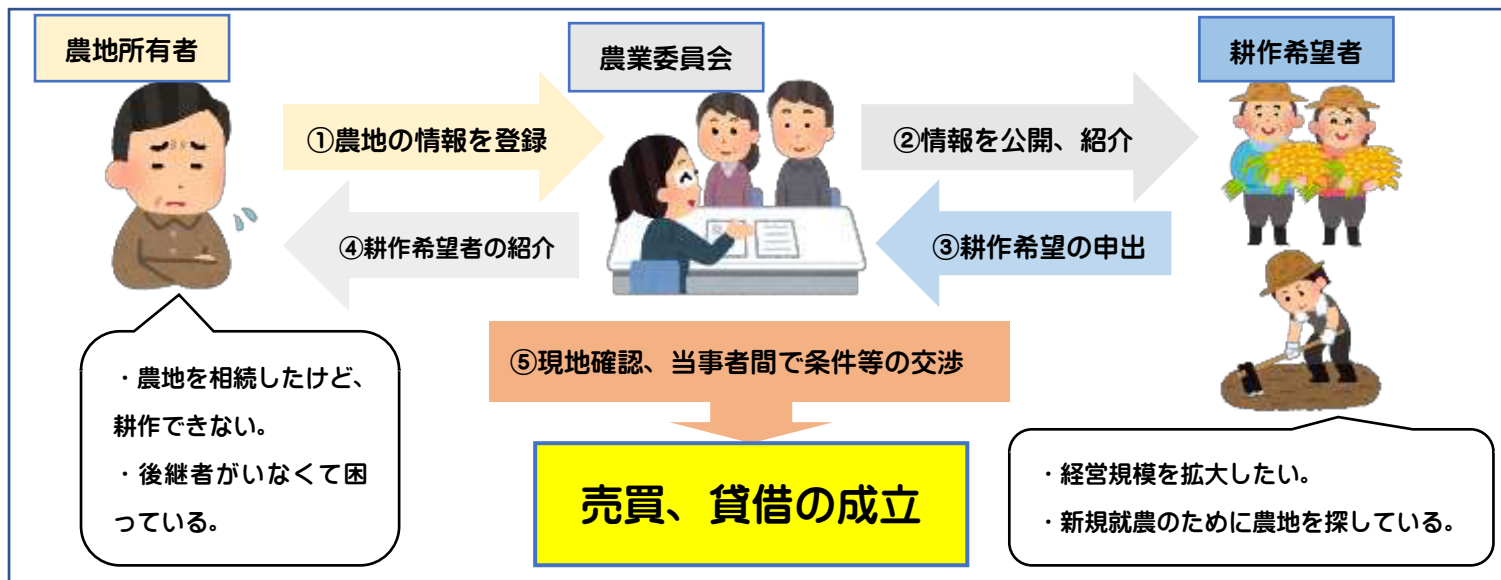


大豊町版農地バンク制度

大豊町版農地バンク制度とは、大豊町内で耕作者がいない又はいなくなる可能性がある農地の情報を、経営規模の拡大や新規就農を希望している方に提供するものです。

大豊町農業委員会が窓口となり、情報を受け付け、窓口や大豊町 HP にて農地の情報を提供します。



農地を売りたい、貸したい方（農地所有者）

「大豊町版農地バンク」登録申請書を提出してください。農業委員会の窓口及び大豊町 HP にて、農地の情報を公開して、耕作希望者を募集します。

登録後、農地の状況等に変化があった（又は登録を取りやめる）場合には、登録内容変更届（又は登録取下げ届）を提出してください。 ※各種申請書の様式は、農業委員会窓口又は大豊町 HP で入手できます。

【登録できる農地の主な条件】※その他の条件は、申請書の（４）その他確認事項についてをご覧ください。

- ・ 農地として利用できる状態に管理されていること
（登録可能）簡易な草刈等で農地として利用できる。
（登録不可）大きな樹木が生えている。草木等により荒れており、直ちに農地として利用できない。
- ・ 所有者が複数いる場合や相続未登記の場合、地権者間で合意がとれていること

農地を買いたい、借りたい方（耕作希望者）

農業委員会の窓口と大豊町 HP にて、登録されている農地の情報を紹介しています。

希望する農地があれば、農業委員会までご連絡ください。農地所有者と現地確認を行った後、条件等の交渉を行っていただきます（現地確認には、役場職員も同行いたします）。

また、希望する農地の条件を事前にお伝えいただくと、条件に合う農地が登録されればご連絡いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先・申請書提出先】

大豊町農業委員会事務局又は産業建設課農業担当

住所：〒789-0392

長岡郡大豊町津家 1626 番地

TEL：0887-72-0450（役場代表電話）

大豊町 HP：town.otoyo.kochi.jp/index2.php（目的別検索→組織で探す→農業委員会）

大豊町 HP の QR コード

